

第1章 計画概要

1

計画策定の趣旨

近年、医学・医療技術の進歩や経済・社会生活の向上などによって、我が国の平均寿命は、急速に延伸したため、今や世界有数の長寿国となっています。

その一方で、高齢社会の進展とともに、がん・脳卒中・糖尿病等の生活習慣病に起因する寝たきりや認知症などの要介護状態になる人の増加が社会問題となっています。

また、核家族化や少子化の進行、近隣社会との希薄化等により、育児に不安を持つ母親や子どもの虐待に関する相談が増え、家庭での養育機能が低下してきている状況にあります。

21世紀の健康づくりは、一次予防を重視し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることが求められております。

このような社会的背景の中で、国は平成12年4月に21世紀における国民健康づくり運動として、「健康日本21」を定め、すべての国民が、健康で心豊かに自分らしく生活できる健康寿命の延伸を実現するため地方計画の策定を求めました。

そして、平成14年8月に「健康増進法」が成立し、平成15年5月から施行されています。

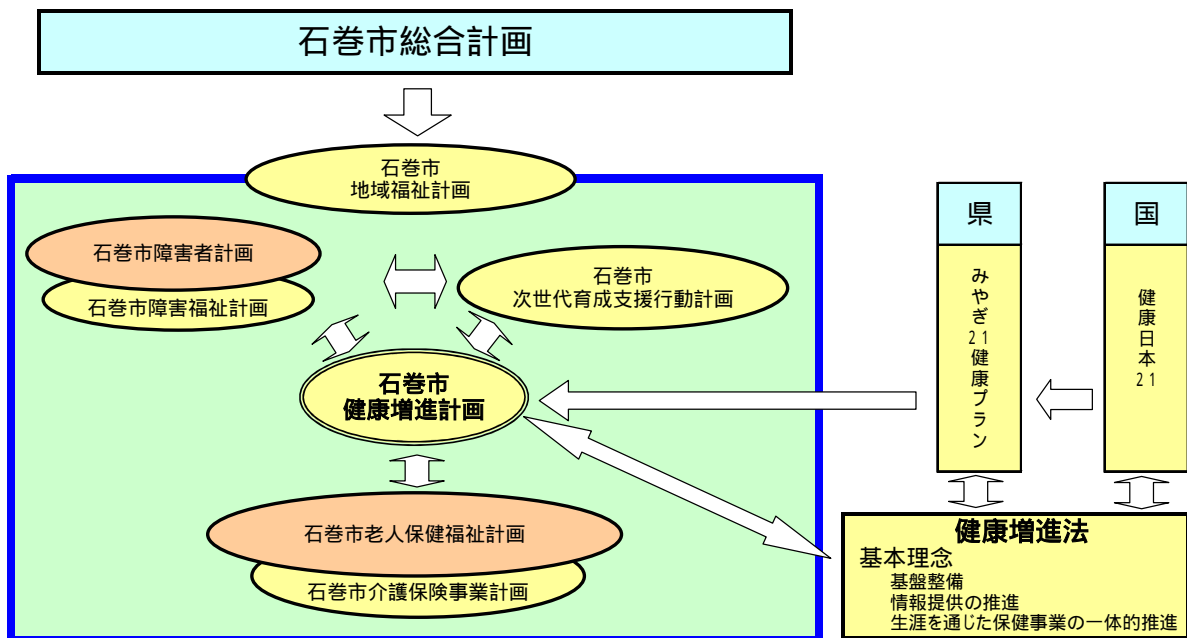
宮城県では、平成14年3月に、県民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる宮城の実現を基本理念とした「みやぎ21健康プラン」を策定し、平成17年にはその中間評価に取り組んでいます。

本市においても、市民の健康増進を図り生活習慣病や要介護状態にならないよう石巻市総合計画に掲げる「安心して健やかに暮らせるまち」を実現するため、「石巻市健康増進計画」を策定し、行政機関をはじめ、職場、学校、保健・医療機関、健康づくりの関係団体等、個人が主体的に取り組む健康づくりを支援します。

2

計画の位置づけ

「石巻市健康増進計画」は、「石巻市総合計画」に基づき、「石巻市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「石巻市障害者福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」さらには、「石巻市地域福祉計画」との整合性を図りながら、基本方針を明らかにし、市民のめざすべき目標と行動計画を策定したものです。



3

計画の策定体制

本計画を策定するにあたっては、策定検討委員会、庁内検討部会、担当者会議を設置するとともに、市民健康調査を実施し、その結果を計画に反映させました。

また、策定検討委員等の合意形成を得て指標を入れた行動計画を策定しました。

(1) 策定検討委員会

計画の策定について、広く市民の意見を聴取するため、学識経験者、保健・医療・福祉業務に携わる者、健康に関する各種団体に所属する者、関係行政機関及び市民

の代表等 18 人で構成し、健康増進の視点から検討を進め具体的施策に反映するように策定しました。

(2) 庁内検討部会

策定検討委員会において、円滑に協議を進めるため、庁内関係部署で構成する「庁内検討部会」を設置し、健康課題や目標について、それぞれの部署における情報提供や計画案に対する協議・検討を重ねてきました。

(3) 担当者会議

本庁健康管理課及び各総合支所保健福祉課の職員で構成し、計画素案の検討を行いました。

4

計画の期間

この石巻市健康増進計画の計画期間は、平成19年度（2007年度）を初年度として平成28年度（2016年度）を目標年度とする10年計画とします。

なお、中間年度の平成23年度（2011年度）に目標の妥当性や達成度などについて中間評価を行うとともに、今後の健康づくりの進展、社会情勢の変化等に対応するために、状況に応じて内容の見直しを行います。